

## 環境負荷低減の見える化システム API 利用規約 (API 接続者用)

最終更新日：令和 7 年 6 月 27 日

農林水産省が提供する環境負荷低減の見える化システムの API 機能（以下、「本 API 機能」という）については、下記に記載する事項（以下、「本契約」）のすべての条項に同意した上でご利用いただけるものとします。

### 第 1 条 (目的)

本契約は、農林水産省が提供する本 API 機能の利用に関し、API 利用者に同意していただく必要な事項を定めることを目的とします。

### 第 2 条 (定義)

本契約で使用する用語の定義は、次の各項のとおりとします。

1. 「本 API 機能」とは、API 利用者のシステムからインターネット等を通じて、温室効果ガス排出量の算定に必要な情報及び関連する情報を送信し、また、温室効果ガス排出量の算定結果やその算定に関連する情報等の取得に関する要求を送信することにより、当該情報等を取得する機能をいいます。
2. 「API 利用者」とは、農業データ連携基盤 (WAGRI) 利用規約及び農業データ連携基盤 (WAGRI) データ提供利用規約に同意している、WAGRI のデータ利用・提供会員たる個人又は法人であり、かつ、本 API 機能を利用して 4 に定めるコンテンツの送信及び取得を行い、3 に定める算定者に対してアプリケーションやウェブアプリケーション等のサービス（以下、「サービス」という）を提供しようとする者をいいます。  
API 利用者は、本 API 機能の利用にあたっては、農林水産省の提供する API 説明書、API 入出力定義書に沿って、また、農林水産省と協議の上、ユーザーインターフェース（以下、「UI」という）及び必要な機能を構築することとします。
3. 「算定者」とは、API 利用者が本 API 機能を利用して提供する、温室効果ガス排出量の算定結果や関連する情報を送信し、また、温室効果ガスの算定結果やその算定に関連する情報等を取得するためのサービスを利用する個人又は法人をいいます。算定者は、別途定める「環境負荷低減の見える化システム使用許諾及び免責事項」及び「(農林水産省 環境負荷低減の見える化システムユーザー向け) IDEA エンドユーザーライセンス規約」(以下、「IDEA ライセンス規約」) に同意することにより、API 利用者の提供するサービスを利用することができます。

4. 「コンテンツ」とは、本 API 機能を通じて取得及び提供される情報をいいます。

### 第 3 条（利用申請及び利用者設定）

1. 本 API 機能は、本契約、及び、IDEA ライセンス規約に同意の上、農林水産省が定める環境負荷低減の見える化システム API 利用申請書の提出によって利用申請し、農林水産省による承諾を得た API 利用者のみ利用することができます。
2. 農林水産省は、利用申請に以下の事由があると判断した場合、利用申請を承諾しないことがあり、その理由については一切の開示義務を負わないものとします。
  - (1) 利用申請に際して虚偽の事項を届け出た場合
  - (2) 本契約に違反したことがある者からの申請である場合
  - (3) その他、農林水産省が利用申請を相当でないと判断した場合
3. API 利用者は農林水産省に対し、WAGRI で発行されたアプリケーション ID を提供し、農林水産省は、当該アプリケーション ID に対し、本 API 機能の API 利用者として設定を行います。
4. API 利用者は、当該アプリケーション ID が第三者によって不正に利用されていることが判明した場合には、速やかに農林水産省に連絡するものとします。
5. 農林水産省は、前項に基づく連絡があった場合もしくは第三者による不正な利用が疑わしいと農林水産省が判断した場合は、当該アプリケーション ID に対する利用設定を削除し、本 API 機能の利用を中断することができます。

### 第 4 条（著作権）

1. 本機能に関する著作権等の知的財産権は、当省又は当省に権利許諾した第三者に帰属し、本機能は日本の著作権法その他関連して適用される法律等によって保護されています。したがって API 利用者は、本 API 機能を他の著作物と同様に扱わなければなりません。
2. 本機能は、環境負荷低減の評価に当たり利用するツールとして、「農産物の環境負荷低減に関する評価・表示ガイドライン」（以下、「本ガイドライン」）に位置付けられています。本ガイドライン及び関連する資料（以下、まとめて「関連資料」）は当省ウェブサイトにおいて閲覧可能です。これら関連資料の著作権は、当省に帰属し、日本の著作権法その他関連して適用される法律等によって保護されています。
3. API 利用者は、本ソフトウェア及び関連資料に付されている著作権表示及びその他の権利表示を除去することはできません。

## 第5条（権利の許諾）

1. API 利用者は、本規約の条項にしたがって本機能を使用する、非独占的な権利を本契約に基づき取得します。
2. API 利用者は、UI において「公開可」又は「公開可能」との表示を行う場合、以下の情報についてのみ、「公開可」又は「公開可能」とすることが可能です。

### <公開等が可能な事項>

#### ～全般～

- ・ 算定者／生産者にかかる情報
- ・ 算定結果の取扱い、許諾・規約への回答
- ・ 登録番号
- ・ 付与された等級数<sup>(※1)</sup>
- ・ 基本情報（品目、生産地、栽培延べ面積、延べ収穫量、算定実施日、栽培期間）

(※1) ガイドラインに則って算定を行い、等級が付与された場合に限りです。また、公開等の際は、何に対しての等級か（GHG 面積当たり／GHG 重量当たり／生物多様性）を明示する必要があります。

#### ～温室効果ガス削減貢献～

- ・ 項目レベルの各種活動量・活動情報  
すなわち、生産活動情報（作物残さの取扱い、水田の湛水方式、土壌への炭素貯留の取組、緑肥施用、草生栽培、秋耕）及び資材使用量（農薬、肥料、プラスチック資材、化石燃料・電力）
- ・ 項目レベルの標準活動量
- ・ カテゴリレベルの算定 GHG 排出量及び標準排出量（農地 10 a 当たり）
- ・ カテゴリレベルの算定 GHG 排出量及び標準排出量（農産物 10 kg 当たり）
- ・ カテゴリレベルの算定 GHG 削減貢献量及び削減貢献率（農地 10 a 当たり）
- ・ カテゴリレベルの算定 GHG 削減貢献量及び削減貢献率（農産物 10 kg 当たり）

(※2) カテゴリ：農薬／肥料／プラスチック資材／燃料・電力／土壌 N<sub>2</sub>O／水田 CH<sub>4</sub>／残さ焼却／土壌への炭素貯留（マイナス分）

#### ～生物多様性保全～

- ・ 対象取組及び特記事項に係る一切の項目

## 第6条（情報の取得元の明示）

API 利用者は、本 API 機能を利用したサービスを提供する場合は、「農林水産省環境負荷低減の見える化システム API を利用して取得した情報をもとに作成」を任意の場所に明示するものとします。

## 第7条（コンテンツの利用条件等）

1. 本 API 機能が提供するコンテンツの利用条件等は、農林水産省 Web サイト「リンクについて・著作権」<<https://www.maff.go.jp/j/use/link.html>>に準ずるほか、IDEA ライセンス規約、農業データ連携基盤（WAGRI）利用規約、及び農業データ連携基盤（WAGRI）データ提供利用規約の、それぞれ定めるところによるものとします。
2. 本 API 機能の使用に伴い、API 利用者が算定者から取得した情報の扱いについては、法令に則るとともに、API 利用者と算定者との間に規約等を定め、それらに基づく算定者との合意に従って、適切に管理するものとします。

## 第8条（利用可能時間及び利用の停止等）

1. 本 API 機能は、予告なく、本 API 機能の停止、性能の劣化等が発生することがあります。
2. 農林水産省は、API 利用者への事前の通知をすることなく、本 API 機能の停止を行うことができるものとします。
3. 農林水産省は、本 API 機能の負荷状況に応じてアクセス制限をかけることがあります。

## 第9条（機能の更新）

農林水産省は、本機能を必要に応じて更新することがあります。

## 第10条（禁止事項）

1. API 利用者は、本 API 機能の利用に当たり、次の各号に掲げる行為を行ってはなりません。
  - (1) 本 API 機能の利用のために使用する、WAGRI で発行されたアプリケーション ID を第三者に譲渡・貸与すること。
  - (2) 他の利用者に成りすますこと。
  - (3) 本 API 機能の管理や運用を故意に妨害すること。
  - (4) 本機能を第三者に使用許諾、貸与又はリースすること。
  - (5) 農林水産省又は第三者の知的財産権を侵害すること。
  - (6) 農林水産省又は第三者の名誉・信用を毀損又は不当に差別もしくは誹謗中傷すること。
  - (7) 農林水産省又は第三者の財産を侵害すること、又は侵害するおそれのある行為をすること。
  - (8) 農林水産省又は第三者に経済的損害を与えること。
  - (9) 農林水産省又は第三者に対する脅迫的な行為をすること。
  - (10) 本機能を提供する環境負荷低減の見える化システムのリバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブルをすること。

- (11) コンピューターウイルス、有害なプログラムを使用又はそれを誘発すること。
  - (12) 本 API 機能用インフラ設備に対して過度な負担となるストレスをかけること。
  - (13) 本 API 機能を提供するためのサーバーやシステム、セキュリティ機能への攻撃を試みる  
こと。
  - (14) 農林水産省が認める方法以外の方法で、本 API 機能を提供するためのサーバーやシステ  
ム、及び、本 API 機能が提供するコンテンツにアクセスを試みること。
  - (15) 本 API 機能のデータベースに入力されている情報やソースコード等の改ざんを行う又は  
試みること。
  - (16) 法令、本契約、農業データ連携基盤（WAGRI）利用規約、農業データ連携基盤  
（WAGRI）データ提供利用規約、又は IDEA ライセンス規約、その他公序良俗に反する  
こと。
  - (17) 利用申請書の内容に相違すること。
  - (18) 以下のいずれかを含むサービスの構築・運用・提供を行うこと。
    - (イ) 法令、その他公序良俗に反する内容
    - (ウ) 算定者に誤解を与えるおそれのある内容
2. 農林水産省は、API 利用者が前項各号に掲げるいずれかに該当する行為を行ったことを疑う  
に足りる相当な理由がある場合もしくはその他農林水産省が必要と認める場合は、API 利用  
者に対し、API の利用状況、サービスの構築・運用・提供、及びこれらに関連するコンテン  
ツの提供等について、内容の聴取ができるものとし、聴取の結果、同号に掲げるいずれかに  
該当する行為を行った場合もしくは行うおそれがあるとみとめられた場合には、必要に応じ  
て、改善要求ができるものとします。
3. 農林水産省は、API 利用者が前項に基づく改善要求に応じない場合もしくは農林水産省が必  
要と認める場合、当該アプリケーション ID に対する利用設定を削除し、本 API 機能の利用  
を中断することができます。

## 第 11 条（免責事項）

1. 農林水産省は、本 API 機能に万が一不具合その他の瑕疵が存在した場合でも、API 利用者  
に対して一切の保証をしません。
2. 農林水産省は、本 API 機能の中断又は停止によって生じうるあらゆる損害等に関し、API 利  
用者に対して一切の責任を負いません。
3. 農林水産省は、API 利用者が本 API 機能を利用することに係り、あるいは API 利用者が登録  
したデータの消失を含み、API 利用者が構築・運用・提供するサービスに係り、生じうるあ  
らゆる損害等に関し、一切の責任を負いません。

4. 農林水産省は、本機能について、第三者との間で紛争等が生じた場合でも、一切その責任を負いません。

## 第12条（補償）

API利用者は、本API機能を利用したサービスの構築・運用・提供、及びこれらに関するコンテンツ等に関連して、第三者との間で生じた苦情、請求その他の紛争等については、自らの責任と負担において解決するものとし、農林水産省に対していかなる責任をも負担させないものとします。

## 第13条（情報の取扱）

1. 農林水産省は、第3条に定める利用申請書に記入された情報を、環境負荷低減の見える化システムの運用に関する事務作業、及び各種情報提供等の目的で利用します。情報の利用と提供の制限、及び安全確保の措置については農林水産省「農産物の環境負荷低減に関する評価・表示ガイドライン」（以下、「見える化」ガイドライン」という）別記3プライバシーポリシー4及び5に準じます。
2. 農林水産省は、API利用者からAPIを通じて提供された、以下を含む各種情報を、「見える化」ガイドライン」別記3プライバシーポリシーに則り、利用目的の範囲内で適切に取扱います。
  - ・ 入力データ、算定結果及び算定結果に基づく等級
  - ・ 算定者の氏名、住所、電話番号及びメールアドレス  
団体にあっては、団体の名称、代表者名又は担当部署名、所在地、電話番号及びメールアドレス
  - ・ 生産者の氏名又は団体名称
  - ・ 品目名及び栽培面積
  - ・ 収穫量
3. APIを通じてWAGRI上に保存された情報の取扱いについては、農業データ連携基盤（WAGRI）利用規約及び農業データ連携基盤（WAGRI）データ提供利用規約の定めるところによります。

## 第14条（契約の期間）

本契約は、本API機能を使用できる環境に置いたとき、もしくは使用を始めたとき、のいずれか最も早い時期に発効し、第15条により本契約が終了するまで有効であるものとします。

### 第 15 条 (契約の終了)

1. API 利用者は、本 API 機能を使用できない環境に置くことにより、いつでも本契約を終了させることができます。
2. 農林水産省は、API 利用者が本契約のいずれかの条項に違反したときもしくはその他農林水産省が必要と認める場合には、API 利用者に対し何らの通知・催告を行うことなく直ちに本契約を終了させることができます。
3. 農林水産省は、本 API 機能の提供を終了するときは、API 利用者に対して事前に通知を行うことにより、本契約を終了させることができます。
4. 理由の如何を問わず、本契約が終了したときは、API 利用者は、直ちに本 API 機能の使用を中止しなければなりません。
5. 農林水産省は、理由の如何を問わず、本契約の終了に伴って API 利用者に対して生じた損害について責任を負いません。

### 第 16 条 (本契約の改定)

1. 農林水産省は、必要があると認めるときは、変更の内容及び効力発生時期を API 利用者に対し事前に周知し、本契約を改定することができるものとします。
2. 改定後の本契約は、前項により周知した効力発生時期をもって効力を生じ、API 利用者に適用されるものとします。

### 第 17 条 (準拠法及び裁判管轄)

本規約の成立、効力、履行及び解釈に関しては、日本法が適用され、本契約から生じる紛争については東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

### 第 18 条 (その他)

1. 本 API 機能は、日本国内に所在する API 利用者が日本国内から利用する場合に限り、利用が可能です。
2. 利用上の問合せ等は、日本語で行うものとします。
3. API 利用者は、本規約に違反して農林水産省又は農林水産省に権利許諾した者に損害を与えた場合、その損害を賠償する責任を負います。

4. API 利用者は、利用申請書に記載した利用申請者に係る情報に変更が生じた場合、農林水産省に対して遅滞なく報告し、農林水産省の確認を得るものとします。
5. 農林水産省は、IDEA ライセンス規約の違反の疑いその他、特別の理由のある場合には、API 利用者の組織名その他の情報を一般社団法人サステナブル経営推進機構に提供することがあります。